

請 願 番 号	請願第6号
件 名	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める請願
受 理 年 月 日	令和2年3月3日
紹 介 議 員	井深正美、堀田信夫、森下満寿美、田中成佳、松原徳和、服部勝弘、高橋和江、原 菜穂子
付 託 委 員 会	経済環境委員会
<p>(請願要旨)</p> <p>日本の最低賃金は、都道府県ごとに4つのランクに分けられ、令和元年度の地域別最低賃金の改定では、最も高い東京都は時給1,013円、岐阜県は851円、最も低い県は790円である。これでは毎日フルタイムで働いても月11万円から14万円の手取りにしかならず、憲法が保障する健康で文化的な最低限度の生活はできない。</p> <p>しかも、時間額で223円に広がった地域間格差(岐阜県と東京都の差は162円)によって労働力が地方から都市部へ流出し、地方の人口減少を加速させ、高齢化と地域経済の疲弊を招き、全国の多くの自治体が人口減少に苦しんでいる。地域経済を再生させる上で、最低賃金を全国一律制とすることと抜本的に引き上げることは、必要不可欠な経済対策である。</p> <p>全国労働組合総連合が行っている最低生計費試算調査により、健康で文化的な生活をするために必要な生計費に、地域による差がないことがわかった。若者が自立した生活に必要な生計費は、どの地域でも月に22万円から24万円が必要との結果が出ている。月間の労働時間を150時間で換算すると、時給1,500円前後が必要である。</p> <p>また、世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準である。そして、そのほとんどの国では、地域別ではなく全国一律制となっている。</p> <p>最低賃金を引き上げるためには、中小零細企業への助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充を併せて進めることが必要である。公正取引の観点からも、下請企業への単価削減や賃下げが押しつけられないように指導し、適正な契約で労働者が生活できる賃金水準を保障することが必要である。最低賃金を引き上げることで中小企業に働く労働者の約4割の賃金を引き上げることができる。労働者や国民の生活を底上げし購買力を上げることで、地域の中小零細企業の経営も改善させる地域循環型経済の確立が求められている。</p> <p>労働基準法第1条第1項は「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。」とし、また、最低賃金法第9条第3項で、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるようとしている。</p> <p>最低賃金を大幅に引き上げ、地域間格差をなくして、中小企業支援策の拡充実現を求める意見書を国に提出されるよう請願する。</p> <p style="text-align: right;">(意見書案文掲載略)</p>	
審 議 結 果	令和 2年 3月26日(木) 不採択